

届出関係	
Q1	届出はいつまでに提出すればよいですか。
A1	行為に着手する30日前までに提出してください。
Q2	景観計画区域内に入っている場合は届出が必要ですか。
A2	届出の対象となる規模の行為をする場合に届出が必要になります。
Q3	届出をした内容に変更が生じた場合は変更届が必要ですか。
A3	届出をした内容に変更が生じる場合は変更届を提出してください。 変更届には変更前後が確認できる資料を添付してください。
Q4	変更届をいつまでに提出すればよいですか。
A4	変更に係る行為に着手する30日前までに提出してください。
Q5	当初の届出後に、現場で外壁色の変更を行い、まもなく完成予定です。 変更した内容については、完了届に添付する完成写真で表示すればよいでしょうか。
A5	当初の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出が必要です。 完了の届出前に早急に変更の届出を行ってください。
Q6	工事が完了しましたが、完了届は必要ですか。
A6	工事が完了したら速やかに完了届を提出してください。 完了届には敷地位置図、出来高調書、完成写真、景観チェックシートを添付してください。
Q7	外壁の1面のみを塗り替える場合も届出は必要ですか。
A7	建築物の規模が届出対象(高さ10mを超えるまたは床面積1,000㎡以上)に該当する場合は1面だけであっても届出が必要になります。
Q8	同一の敷地内で建築物と開発行為が届出対象となる場合は、別々に届出書を提出する必要がありますか。
A8	同一の敷地内であれば、一つの届出とすることができます。
Q9	委任状に押印は必要ですか。
A9	委任状には委任者の押印が必要となり、原本を提出してください。

色彩関係	
Q10	外壁を同じ色に塗り替える計画ですが、届出は必要ですか。
A10	同じ色に塗り替える場合でも経年変化による退色等があり、同じ色とは限らないため届出は必要です。 また、同じ色であっても既存不適格の色彩のまま塗り替えることはできません。
Q11	既存の建築物(景観計画の施行前からある建築物等)で、基準に適合していないものはどうなりますか。
A11	現状を変更しない限りはそのままの状態が残すことができます(既存不適格)が、今後、色の塗り替え等を行う場合には、現行の基準に適合させる必要があります。
Q12	アクセント色は使用できますか。
A12	商業系用途地域(商業地域、近隣商業地域)において、建築物各立面の5%まで使用できます。
Q13	アクセント色を使用しますが、割合の計算は必要ですか。
A13	計算は必要になります。 立面図に見付け面積に対するアクセント色の使用割合を計算式を用いて明記してください。
Q14	バルコニーや底は色彩基準の適用はされますか。
A14	原則立面に現れる部分に色彩基準は適用されます。
Q15	立面図のマンセル値はどの部分まで表記すればよいでしょうか。
A15	外壁以外も原則立面図に現れる部分は記載してください。(例:バルコニー、扉、手すり、窓枠など)
Q16	工作物にも色彩基準は適用されますか。
A16	工作物にも外壁色の色彩基準が適用されます。
Q17	工事完了後の検査はどのように実施されますか。
A17	マンセル値を測定する機械を使用し、外壁や屋根を検査します。
Q18	外壁や屋根の色彩に制限のある地区計画区域で建築物の建築を計画しています。 地区計画と景観計画のどちらの色彩基準を満たせばよいでしょうか。
A18	それぞれの基準を満たす色彩となるよう計画してください。 また、届出についてもそれぞれ必要となります。

その他	
Q19	景観区分にある「d.新市街地景観」の対象地域はどこですか。
A19	鳶尾、まつかげ台、みはる野、宮の里、森の里、森の里青山、森の里若宮、森の里紅葉台が対象となります。
Q20	市街化調整区域から市街化区域に編入した地域の景観区分はどのような扱いになりますか。
A20	届出時の用途地域(区域区分)に即した景観区分となります。